

氏名(本籍)	おお さわ まい 大 澤 舞 (長野県)		
学位の種類	博 士 (言語学)		
学位記番号	博 甲 第 5232 号		
学位授与年月日	平成 22 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	人文社会科学研究科		
学位論文題目	<b>A Unified Approach to Pragmatically Licensed Constructions in English</b> (英語における語用論的に認可される構文の統合的研究)		
主査	筑波大学教授	文学博士	廣瀬 幸生
副査	筑波大学教授	博士(言語学)	大矢 俊明
副査	筑波大学教授	博士(言語学)	加賀 信広
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	島田 雅晴
副査	筑波大学准教授	博士(言語学)	和田 尚明

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、単独では非文（あるいは容認度が低い）と判断されるにもかかわらず、適切な文脈に生じれば容認されるような、語用論的動機付けを必要とする構文を取り上げ、その背後に、次のような一般原則が存在することを主張するものである。

#### (1) 「語用論的動機付けを必要とする構文に関する一般化」

単独では非文となりながらも、適切な文脈に生じれば容認される構文が語用論的に認可されるためには、①その構文内に当該文脈において「トピック」として機能する要素が必要であり、かつ、②各構文が単独で認可されるために満たすべき条件が、当該文脈からの情報によって満たされる必要がある。

この一般化の妥当性を、現代英語における複数の構文の考察を通して示していくのが、本論文の狙いである。

本論文は7章からなる。第1章は序論で、本論文の目的と構成が述べられる。

第2章では、語用論的動機付けを必要とする構文に関する一般化(1)において重要となる「トピック」という概念について論じ、最終的に、Lambrecht (1994) に基づき、「ある要素が生じる文脈において、当該要素についての叙述が展開されるとき、その要素はトピックとして解釈される」と規定する。

第3章は、cause 使役の受身文を考察する。この構文は、\*Prices were caused to rise (by the inflation). のように、一般に容認されないと従来言われてきた。しかし、これに反し、cause 使役受身文が容認される例が存在することを、コーパスをもとに実証する。受身文は、一般に、主語に被動者を要求する「被影響性の制約」(Bolinger 1975) を受ける。cause 使役受身文は、単独ではこの制約を満たすことができず非文法的となるが、適切な文脈に生じれば主語が文脈においてトピックとなり、それによって、何らかの影響を受ける被動者として解釈可能となり、その結果、当該構文が容認されることになることと論じる。さらに、同種の現象が非意図的な使役受身文一般に見られることから、(1) の一般化が成り立つことを明らかにする。

第4章では、The city<sub>i</sub> has been fought many battles [over t<sub>i</sub>]. のような、付加詞である前置詞句内部から受身

化が起こっている異常受身文を分析する。異常受身文も、受身文一般に課される「被影響性の制約」を満たすことができない構文であり、したがって、単独では本来容認されない構文であることを指摘する。そして、異常受身文が生起するためには、その主語がトピックと見なされ、かつ、被動者として解釈されるような文脈が必要であることを論じ、これによって、この場合も (1) の一般化が成り立つことを示している。

第5章では the city's destruction (by the enemy) のような受身解釈 (cf. The city was destroyed (by the enemy).) をもつ派生名詞句構文を扱う。この構文が容認されるためには、所有格名詞句の指示対象が、動詞派生の名詞が表す行為の影響を受ける被動者でなければならないということが先行研究で言われている。そのため、たとえば \*the cliff's avoidance (by the hiker) のような例は、崖をよけたところで、その崖には何の影響もないため、容認不可能とされてきた。しかし、本章では、このような例も文脈によっては容認される場合があることを指摘し、さらに、そのような文脈では、派生名詞句構文内の所有格名詞句がトピックと見なされ、かつ、被動者として解釈されるという特徴をもつことを明らかにする。これによって、当該派生名詞句構文も、cause 使役受身文や異常受身文と同様に、単独では容認されないものの、(1) の一般化を満たせば容認されることが立証される。

第6章は、二重目的語構文における動詞句内要素に注目して、語用論的動機付けを必要とする構文に関する一般化の妥当性を検証する。二重目的語構文における与格名詞句は、対格名詞句の指示対象を受領する所有者の意味を表さなければならないという制約が従来から指摘されている。たとえば、発話様態動詞はこの制約を満たせないで、二重目的語構文には生じず (\*Suzan whispered Rachel the news.)、to 与格構文のみが容認される (Suzan whispered the news to Rachel.) と言われてきた。しかし、本章では、発話様態動詞も適切な文脈が与えられると二重目的語構文に生じられることを指摘するとともに、一般に、二重目的語構文に生じないとされる動詞が二重目的語構文に生じるときには、その動詞句内の与格名詞句がトピックと見なされ、かつ、所有者として解釈されるということを論じる。さらに、このような場合、与格名詞句が文脈の力によって対格名詞句の指示対象を「所有させられる」ことになる考えると、与格名詞句は一種の被動者として解釈され、受身文の被動者と共通する。したがって、第3章から第5章で考察した受身を表す構文と二重目的語構文で (1) の一般化が成り立つのは自然なことであると示唆される。

第7章は結論で、本論文の主張が簡潔にまとめられている。

## 審査の結果の要旨

本論文は、英語において、単独では非文法的もしくは容認度が低いとされながらも、適切な文脈に生じれば容認されるような構文を、語用論的動機付けを必要とする構文と呼び、それらの構文に対して統一的な説明を与えようとするものである。本論文の最大の意義は、語用論的動機付けを必要とする構文が認可されるためには、その構文内に当該文脈においてトピックとして機能する要素が必要であり、かつ、各構文が単独で認可されるために満たすべき条件が、当該文脈からの情報によって満たされる必要があるという、独自の一般化を提案し、この一般化の妥当性を、複数の異なる構文の精緻な分析と綿密な議論を通して検証している点にある。

本論文の具体的な成果としては、特に次の3点があげられる。第一に、cause 使役受身文について、それが文脈によっては容認される場合があることを初めて指摘し、その語用論的認可条件を明らかにしたこと。第二に、異常受身文については、いくつかの先行研究があるものの、いずれの分析にも問題があることを指摘するとともに、この構文は、cause 使役受身文と同様の語用論的観点から分析することによって、その特徴が適切に捉えられることを示したこと。第三に、派生名詞句構文と二重目的語構文について、それらが語用論的動機付けを必要とする場合は、それぞれ名詞句内と動詞句内に、文脈上のトピックと解釈される要素

がなければならないことを実証したこと。このように本論文は、語用論的動機付けを必要とする構文という統一的观点から、現代英語における文法と談話の関係に関する研究に、理論および記述の両面において重要な貢献をなすものとして高く評価することができる。

ただし、本論文にさらに求められることとして、次の2点がある。第一に、語用論的動機付けを必要とする構文では、その構文内に、文脈においてトピックとして機能する要素が不可欠であることを明らかにしているが、トピックと解される要素があるとどうして構文の容認度が上がるのかについて、さらに突っ込んだ議論が望まれる。第二に、本論文では、cause 使役受身文、異常受身文、派生名詞句構文、二重目的語構文の4つに対して統一した認可条件を提案しているが、その妥当性をさらに高めるには、これらの構文以外にも、語用論的動機付けを必要とする構文があるのか、そしてもしある場合は、同様な条件が課されるのかなどの点を考察していく必要がある。もちろんこれら2点は、今後の課題として取り組むことができるものであり、本論文の価値を損なうものではない。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。